

静岡県公安委員会規則第11号

原付講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

原付講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

原付講習の実施等に関する規則（平成4年静岡県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(原付講習終了証明書の交付等) <b>第9条</b> 受託機関は、原付講習を実施したときは、受講者に規則第38条第16項に規定する原付講習終了証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。 2 (略)	(原付講習終了証明書の交付等) <b>第9条</b> 受託機関は、原付講習を実施したときは、受講者に規則第38条第17項に規定する原付講習終了証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

<p>原付講習指導員承認申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p>(講習受託機関名)</p>	
住 所	
ふりがな 氏 名 年 齢	年 月 日 生
指導員資格	特別指導員 年 月 日  指導員 年 月 日
備 考	

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の原付講習の実施等に関する規則様式第1号により提出されている申請書は、改正後の原付講習の実施等に関する規則様式第1号により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の原付講習の実施等に関する規則様式第1号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。